

みさと

農業委員会だより

美里町農業委員会

美里町木間塚字中央1番地
TEL 58-1214 FAX 58-1216

第39号

令和8年8月1日
発行



※写真の提供：一般社団法人 Volantesta

農業体験

田んぼパーティー

五月十日、菜園レストラン野の風で田植え体験イベントが開催され、約四十人が参加されました。

このイベントは、同店のオーナーでもある伊藤恵子さんと「でんえん寺子屋」が共催で「裸足で手植え体験く田んぼパーティー」として行われました。

大人も子供も楽しめる農業体験で、これまで農業に触れたことがない参加者もおりその中には、初めて裸足で泥の中を歩いた方もいれば、小学校の行事で田植えを経験した児童が「また田植えがしたい!」という想いから家族一緒に参加される姿も多く見られました。

東京都から参加された方へインタビューをしたところ、「生まれて初めて農業に携わることができ、とても貴重な体験ができました。今後はお米を食べるときは感謝の気持ちを忘れずにお米を頂こうと思います」との声も寄せられました。



令和8年度

美里町農業委員会事業計画

基本方針

本農業委員会は、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など、「農地等利用の最適化」の推進に向け、その取り組みを強化するとともに、地域計画のうち、地域の農業者等の話し合いを経て、農地一筆ごとの十年後の目標地図の素案作成が新たな業務に加わるなど、ますます重要な役割を担っています。世界農業遺産の認定を受けた大崎地域の農業・農村のより一層の振興・発展につなげるため、農地の有効活用、担い手の育成・確保など、地域農業課題へ対応してまいります。

主な取組事項

- ① 耕作者の権利の保全と取得の促進、農地の相続等の届出に関する周知徹底、優良農地の保全、違法転用の防止、利用状況調査による遊休農地の解消等に向けた取組、担い手への集積・集約化、農地利用の最適化の推進及び目標地図素案作成など地域計画策定のための関与などの法令に基づく業務
- ② 認定農業者及び新規就農者などの多様な担い手の育成
- ③ 町や関係機関に対する意見の提出、農業者年金の加入促進、相談業務の充実、参考貸借料や農作業標準賃金等の情報提供及び法人化や農業経営の合理化に関する支援
- ④ 総会議事録の公表や農業委員会活動の周知

農地の転用等には農地法の許可が必要です

農地の転用・売買・賃借などは許可を受けてから！

農地の売買、貸し借り

自分名義の農地の転用

他人名義の農地を転用

3条申請

- ◆農地を耕作目的で売買したり、貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。

4条申請

- ◆農地を住宅・駐車場・資材置き場・事業所などの農地以外のものに用途を変更するためには、農業委員会へ農地転用の申請を行い、県知事の許可が必要です。
- ◆転用申請では主に次のことを審査します。
- ・立地基準上、転用できる農地か
 - ・転用の目的、面積は適正か
 - ・付近の農地に与える影響はどうか
 - ・転用の目的は確実に実現されるか
 - ・他の法令関係の手続きはなされているか

5条申請

美里町農業委員会総会等開催予定日

年 月	農家相談日	農地調査委員会	総 会
令和8年8月	7日(金)	14日(金)	25日(火)
9月	7日(月)	15日(火)	25日(金)
10月	21日(水)	16日(金)	23日(金)
11月	9日(月)、20日(金)	13日(金)	25日(水)

※農家相談日 受付時間：午前9時～午前11時30分 場所：美里町農業委員会

※各種許可申請書等の締切日は、毎月10日です。(※10日が土曜日、日曜日及び祝日のときはその翌日が締切日です。)

※日程が変更になることもありますので、その際はご了承ください。

みさとアグリカフェの報告

2月18日にみさとアグリカフェを開催し、18人が参加しました。

農業委員会と美里町認定農業者連絡協議会との共催により、女性農業者の交流と意見交換を目的として実施しました。

はじめに「みやぎ総合家畜市場」を視察し、家畜市場の仕組みや流通の現場について理解を深めました。



その後、「菜園レストラン野の風」で地元野菜を使用した「野の風ランチ」とコーヒーをいただきながらの意見交換では、「美里町の特産物をどのようにPRしていくのが重要である。」といった意見が寄せられ、町の農業を活性化するための前向きな提案が多く集まり、有意義で活発な意見交換の場となりました。

次回も農業委員会は、農業振興につながる内容を企画いたしますので、皆様のご参加をお待ちしております。

(繁泉 順子 委員)

農業委員会からのお知らせコーナー

～美里版農地バンク～

農業委員会では、売却・貸付けの申出があった農地を購入・借受けをされる方への橋渡しをしています。

今後、新たに農地の売却・貸付けをご希望される方は、農業委員会にご相談ください。

詳細はこちら→



～農地パトロール～

農業委員会は、農地法に基づき、農地パトロール（利用状況調査）を行います。農地に立ち入る場合もありますので、ご理解をお願いします。

調査の結果、遊休農地または遊休化の恐れがある農地を把握した場合には、今後の農地に対する意向調査を行います。ご協力願います。

【農地パトロールの目的】

- ①農地利用の確認
- ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消
- ③違法転用の発生防止・早期発見

農業委員会委員の募集について（事前のお知らせ）

令和9年4月に改選となる農業委員について、候補者の募集を行いますので、その概要についてお知らせします。

応募要件：農業に関する識見を有し、農地に関する許可や農地利用の最適化の推進など、農業委員会の職務を適切に行うことができる方

定 員：16人（農業者以外の方も募集します。ただし、委員の過半数は原則として認定農業者になります。）

任 期：3年（令和9年4月20日から令和12年4月19日まで）

選考・任命：美里町農業委員会委員候補者選考委員会での選考を経て、町長が候補者を決定し、議会の同意を得て任命します。

推薦・応募方法：一般推薦（個人2人以上の推薦が必要です。）、法人その他の団体からの推薦、一般応募（自薦）※募集についての詳細は、11月頃に広報みさと及び町のホームページでお知らせする予定です。

相続の登記申請が義務化されました！

農地を相続したとき



法務局で相続登記の手続きが必要です。

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されました。
詳しくは仙台北法務局古川支局までお問い合わせください。



相続登記後、農業委員会に届出をします。

農業委員会へ相続届出書の提出が必要となります。届出書の様式は美里町ホームページに掲載しております。



農地の権利移動・設定・転用等状況

(令和7年4月から令和8年3月まで)

項 目	事 由	件数	面積 m ²
農地として利用 するための移動 (農地法第3条許可)	所有権移転		
	売 買	31	105,216
	贈 与	4	42,544
	交 換	2	20,017
	競 売	—	—
	小 計	37	167,777
	賃貸借権の設定	11	69,126
	使用貸借権の設定	5	57,041
農地として利用す るための移動 (農地中間管理事業)	区分地上権の設定	3	39,009
	合 計	56	332,953
賃貸借の解約(農地法第18条通知)		6	21,589
農地の転用 (農地法第4・5条許可)	利用権の設定(賃貸借)	149	1,553,208
	所有権移転(売 買)	28	142,840
	所有権移転(交 換)	—	—
	合 計	177	1,696,048
	自己転用	1	1,006
	権利移転を伴う転用	25	42,991
	合 計	26	43,997



老後の備えに
農業者年金

農地を活かし、農業者を応援する



月4回金曜日に発行しています。
わかりやすく農業・農政の情報が掲載
されております。
～申し込み・問合せは農業委員会へ～

購読料： 紙 版 900円/月
電 子 版 700円/月

編集後記

今年の梅雨は小雨と高温の昨年とは違い梅雨らしい日が続いております。一方、台風の発生も平年を上回っているようで、すでに本州に接近し、大雨を降らせており、今後の天候が懸念されるところです。小麦の収穫、二作目大豆の播種など作業が滞りなく進むことを願っております。さて、昨年の農業関連の話題は米の高値に関するものが中心でしたが、最近では「コメ余り鮮明、在庫山積み」の新聞記事を見ることが多くなり、今秋、米価がどうなるのか気になります。機械・燃料・肥料・農薬等の資材価格上昇など経営費の増大の問題もあり、農家が再生産に向けて意欲を持てる水準に米価が落ち着いて欲しいものです。

農業委員会では、多くの情報・話題を農業委員会だよりに限らず、常時発信していきたいと思っております。

編集委員長 小野 保裕

発行責任者

農業委員会だより編集委員会

会長 伊藤 恵子
編集委員長 小野 保裕
副委員長 佐々木 幸一郎
委員 小野 裕
委員 尾見 勝一
委員 繁泉 司
委員 澁谷 正行